

監査公告第17号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した観光推進部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年3月12日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

観光推進部定期監査結果報告

第1 監査期間

令和元年12月10日から令和2年1月9日まで

第2 監査の対象

観光交流課、誘客推進課、文化振興課、石川県九谷焼美術館
加賀山代温泉財産区

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取の主な内容は別紙のとおりである。）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 監査意見

- ・石川県九谷焼美術館紀要『九谷を拓く』について、次のとおり意見を付す。

本書は九谷焼、とりわけ古九谷の魅力を美術的、歴史的、文学的アプローチを通して内外に発信することにある。それをふまえると、作家、識者がランダムに思いの丈を書くだけでは、石川県九谷焼美術館としての意図が見えないように思う。3年目を迎えるにあたり、編集方針を再考ないしは明確化してはどうか。加賀市にある美術館として「古九谷は加賀」という論拠を強く出して、古九谷加賀説の牙城となるよう取り組まれることを期待する。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

観光推進部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 加賀山代温泉財産区

- ・山代温泉総湯事業について

2. 観光交流課

- ・加賀市都市交流協議会について
- ・加賀市観光交流機構について

3. 誘客推進課

- ・加賀温泉郷の知名度向上について
- ・芸妓の後継者不足について
- ・加州大聖寺藩参勤交代うおーくについて

4. 文化振興課

- ・あいうえおの郷構想事業について
- ・松尾芭蕉関連事業における市の魅力発信について
- ・文化施設の公共施設マネジメントについて
- ・史跡九谷磁器窯跡について

5. 石川県九谷焼美術館

- ・九谷焼美術館紀要『九谷を拓く』について